

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 4 号

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例  
市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 34 年四日市市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<u>（賦課に対する異議の申立）</u>
	<u>第 4 条 第 2 条の規定により賦課金</u> <u>又は夫役現品の賦課を受けたもの</u> <u>が、その賦課の算定に意義がある</u> <u>ときは、その賦課を受けた日から</u> <u>30 日以内に、市長に対して異議</u> <u>を申し立てることができる。</u>
<u>第 4 条</u> （略）	<u>第 5 条</u> （略）
<u>第 5 条</u> （略）	<u>第 6 条</u> （略）
<u>第 6 条</u> （略）	<u>第 7 条</u> （略）

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（商工農水部農水振興課）